

桑名市告示第84号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例別表第4に規定するその他の用途等の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例別表第4に規定するその他の用途等の指定の一部を改正する告示

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部改正)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（令和3年桑名市告示第94号）の一部を次のように改正する。

題名中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

本則中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に改め、第1項中「桑名市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「桑名市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改め、第3項第1号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例別表第4に規定するその他の用途等の指定の一部改正)

第2条 建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物に係る桑名市建築開発関係手数料条例別表第4に規定するその他の用途等の指定（令和3年桑名市告示第95号）の一部を次のように改正する。

本則第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「経済産業省令」を「経済産業省」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。